

国民健康保険に加入されている方へ

マイナ保険証か資格確認書で 受診してください

・マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」をお届けします。これはカードリーダーの不具合等により、マイナ保険証で資格確認が行えない場合に、マイナ保険証と一緒に提示することで資格確認ができるようにするものです。
（「資格情報のお知らせ」単体で受診はできません。）

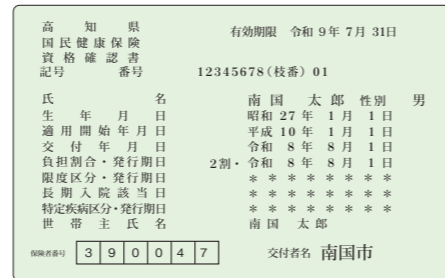
・マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書（緑）」をお届けします。
限度額区分・発行期日等の表示は*になっています。
希望する方は表示することも可能です（要申請）。

・マイナ保険証の利用が難しい方

高齢者や障がいをお持ちの方などでマイナ保険証での受付が困難な方は、申請していただければ、「資格確認書」を交付します。
※すでに申請済みの方には「資格確認書」をお届けします。

※見本（レイアウト等は変更の可能性があります）



令和8年8月1日から使える
「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は
7月下旬に送る予定やきね!

マイナンバーカードで保険資格を確認できるよう、 事前に利用登録をしておきましょう!

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録するには?

STEP1 マイナンバーカードを申請

■ 申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請



STEP2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

■ 利用登録の方法

- ①医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
- ②マイナポータルから行う
- ③セブン銀行ATMから行う



ご自身の登録状況が分からないときは?

マイナポータルにて登録状況が確認できます。また、医療機関等の受付窓口には顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。

■ 問い合わせ

国民健康保険の方 市民課国保係 ☎088-880-6555
※国民健康保険以外の保険の方は各健康保険団体にお問い合わせください。
マイナンバーカードについて 市民課市民係 ☎088-880-6574

①

令和8年度 国保税のお知らせ

子ども・子育て支援金制度の開始や、地方税法施行令の改正に伴い、令和8年度国保税の改正を行いました。税率は以下のとおりです。

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳のみ)	子ども・子育て支援金分 (新設) ※①
所得割 ～所得に応じてかかる額～	8.0%(8.3%)※②	2.6%	2.3%	0.26%(新設)
均等割 ～加入者1人につきかかる額～	24,400円 (26,300円)※②	8,100円	9,100円	1,700円(新設)
18歳以上均等割額 ～18歳以上被保険者にかかる額～				100円(新設)
平等割 ～1世帯につきかかる額～	30,000円	9,400円	7,200円	
賦課限度額 ～1世帯の税額の上限～	67万円(66万円)※③	26万円	17万円	3万円(新設)

()内の金額は改正前の税率・額です。 医療分：保険給付費、保健事業費等に要する費用
後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度を支援する費用 介護納付金分：介護保険制度に納付する費用

①子ども・子育て支援金について

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。従来の国民健康保険税の賦課区分(医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分)に新たに「子ども・子育て支援金分」が追加されます。納付していただいた子ども・子育て支援金は、子育て支援拡充の財源に充てられます。
※こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）は均等割が全額軽減されます。

②医療分の税率について

昨今の物価高騰等による生活への影響を鑑み、令和8年度は国民健康保険事業財政調整基金を活用して医療分の税率を上記のように引き下げ、子ども・子育て支援金分の負担増を和らげます。

③医療分の賦課限度額について

地方税法施行令の改正により、医療分のみ課税額の上限が変更されます。

④国保税の軽減に係る軽減判定所得について

地方税法施行令の改正により、所得基準額が下記のとおり変更となります。これにより、5割および2割軽減を受けられる世帯の範囲が広がります。

また、特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の資格を喪失した方で、移行後も継続して同一世帯に属する方をいいます。

軽減割合	改正前(令和7年度)	改正後(令和8年度)
7割	43万円	変更点なし
5割	43万円+30.5万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+31万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+56万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+57万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計+10万円×(給与所得者等の数-1)

倒産や解雇などで職を失った方の国保税の軽減

非自発的失業(倒産や解雇など)で職を失った方が、離職の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして所得割、軽減判定基準額を計算し、在職時と同程度の保険料負担で、国民健康保険に加入することができるよう、国保税の負担を軽減する制度です。離職時の年齢によっては対象外の場合があります。この制度の詳細については、市民課国保係へお問合せください。

■ 申し込み・問い合わせ / 国民健康保険税について 税務課市民税係 ☎088-880-6554
国民健康保険の資格・給付・非自発的失業者に係る保険税の軽減について 市民課国保係 ☎088-880-6555